

高知市津波避難ビルガイドライン

《1 総則》

■目的

本市は次期南海地震において、地震発生に伴う甚大な津波被害が懸念されており、地震発生から浸水までの時間が短く、安全な高台までの避難が困難と想定される地域も存在する。今後の高齢化の進展を考慮すると、より迅速に、安全に避難する場所を確保する事は、市民の安全を守るうえで必要不可欠である。

本ガイドラインは、避難対象地域に存在する一時的な避難施設(津波避難ビル)を指定する際の要件、選定プロセス等について規定を定めると同時に、津波避難ビルに避難する地域住民と、対象となる施設で生活する市民等と円滑な関係が保てるよう、事前に行動指針を定めることを目的として、平成17年6月に内閣府が策定した「津波避難ビル等に係るガイドライン」を参考に策定したものである。

地震発生後、浸水想定地域の市民は、高台を求めてパニック状態になる事が想像できる。津波避難ビルの指定は、津波が襲来する場合においても市民を迷いなく行動させ、ひいては地域全体の防災に貢献するものと考えられる。

■修正

本ガイドラインは、被害想定等の状況変化に合わせ、必要に応じて適宜修正を行うものとする。

《2 津波避難ビルの定義》

- ・ 津波浸水予測区域内の市民が、南海地震等によって発生する津波の衝撃や、浸水した水から身体を守るため、地震発生から、浸水が解消し、地上を安全に歩行できるまでの期間、一時的に高所に避難するための人工構造物とする。

《3 構造的要件》

- ・ 4階（3階屋上）以上の高さの建物とする。ただし、津波避難可能区域（※）の外にある区域等、特別な事情がある場合は、津波浸水深から3m以上の高さに避難場所が確保できる建物についても対象とすることができる。
- ・ 構造は、RC（鉄筋コンクリート造）またはSRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）構造を基本とする。ただし、津波浸水想定、地域の状況等によってはS（鉄骨造）他の建物も認めることができる。
- ・ 昭和56年に施行された新耐震設計基準施行後に建設された建物か、新耐震設計基準に準じた耐震工事を完了した建物を対象とする。

※津波避難可能区域とは、「津波避難ビル等を中心に想定収容人数に相当する人口エリアを円で囲んだ区域」、もしくは「避難可能距離（(津波浸水予測時間-15)×36m/分)を半径とし円で囲んだ区域」のいずれか小さい方の区域を指す

《4 位置的要件》

- ・平成24年12月に高知県が発表した南海トラフの巨大地震による津波浸水予測区域内およびこの区域付近の建物とする。

☆ 「資料1：津波浸水予測図（平成24年12月 高知県）」参照

《5 津波避難ビルの選定》

- ・「構造的要件」と合致する候補施設を、上記の「位置的要件」に沿った地域から選定する。
- ・上記要件と合致した建物であっても、屋上を避難場所とする場合の転落防止柵（1.1m以上）の有無等、安全性を確認した結果、津波避難ビルに適さないと判断した場合には選定しない。

《6 津波避難ビル候補施設管理者等との交渉における注意点》

- ・津波避難ビルは、地域住民にとっての一時避難場所となるため、原則として、自主防災組織や町内会、町内会連合会等の地域住民組織と施設管理者、高知市の3者による交渉であることが望ましい。
- ・交渉時に確認すべき事項として下記があげられる。
 - －所有者あるいは施設管理者名
 - －施設内において一時避難可能な場所(廊下、階段、屋上等)
 - －一時避難場所の総面積(避難計画の策定のために重要)
 - －特にマンション等住宅においては、管理者と住民との認識の相違が見られる可能性もあるため、マンション住民の意見を代弁できる代表者の確認を行うとともに、交渉時には立会いを求める事が望ましい。

《7 避難ビルの指定》

- ・地域住民、施設管理者の間で合意が得られた後、津波避難ビルに関する協定書の取り交わしを行い、指定を行うものとする。
(協定書の雛型については別紙1-1、別紙1-2を参照のこと)
- ・施設には、その施設が避難ビルに指定されている事を示す表示板を掲示する。その際、津波避難ビル開設時に立ち入りが可能となる場所を明記しておくことが望ましい。

《8 津波避難ビルとして活用する場合の留意点》

- ・ 津波避難ビルとしての活用は、南海地震等とみられる大地震の発生時や、遠地津波等によって大きな被害が生じる可能性が明らかな場合とする。
- ・ 開設時の解錠方法については、施設管理者等との事前確認を綿密に行うこと。

《9 周知，啓発等》

■周知

- ・ 指定された津波避難ビルおよび避難路・避難経路については、津波避難ビル個票及び地区別津波避難計画書，自主防災組織等が作成する防災マップなどを用いて的確に市民へ周知できるよう努める。
- ・ 市は、津波避難ビルを指定した場合には、ホームページ等を利用して市民に対して周知を行う。ただし、施設管理者等において周知することに問題がある場合にはその限りではない。

■啓発

- ・ 市は市民に対して、津波避難ビル指定の目的を周知するための広報，協力を行う。
- ・ 市は市民に対して、津波避難ビルにおいて、施設管理者，施設に避難する住民，双方が迷いなく，秩序ある行動ができるよう呼びかけを行う。

以上

《別紙1-1：津波避難ビル協定書雛形（地域住民，施設所有者，市三者協定）》

津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

高知市（以下「甲」という。）と〇〇防災連合会（以下「乙」という。）と××（以下「丙」という。）は，南海地震，東南海地震等が発生したのち，地域住民等が緊急に避難しなければならぬときに，丙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて，次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条

丙は，丙が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして，乙及び地域住民等に使用させるものとする。

- （1）所在地 高知市
- （2）所有者
- （3）名称
- （4）構造等 造 階建
- （5）使用場所 屋上 m^2 ，廊下 m^2 ，合計 m^2 （約 人収容）

2 甲および乙は，前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は，丙の了解の下にて行うものとする。

（使用期間）

第2条

対象施設の使用期間は，緊急に避難が必要な津波が発生し，又は発生するおそれがある時から，甲乙丙が津波避難ビルとしての役割の終了を確認した時までとする。

（目的外使用の禁止）

第3条

甲および乙は，対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第4条

施設の使用料は無料とする。

(原状回復義務)

第5条

甲および乙は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。(地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。)この際、地域住民等が破損しなければ避難が困難であり、やむを得ず破損したことが明らかな箇所がある場合は、その回復に要する費用の負担について、甲乙丙で協議を行うものとする。

(利用者責任)

第6条

丙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(相互協力)

第7条

乙と丙は、津波による避難時に地域住民等や施設入居者の状態に応じて相互協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努める。また、南海地震等が発生した際には、当該地域に在住しない人々に対しても地域住民と同様に扱い、一人でも多くの命を守ることができるよう努める。

(津波避難ビル表示、公開)

第8条

甲は、乙と丙の協力関係、施設の使用箇所等を確認したうえで津波避難ビルとして指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

(有効期限)

第9条

この協定は、平成〇〇年 〇月 〇日からその効力を有するものとし、甲乙丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第10条

この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成〇〇年 〇月 〇日

甲

乙

丙

《別紙1-2：津波避難ビル協定書雛形（施設所有者，市 2者協定）》

津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

高知市（以下「甲」という）と〇〇（以下「乙」という）は，南海地震等が発生したのち，地域住民が緊急に避難しなければならないときに，乙が所有する施設を地域住民の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて，次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条

乙は，乙が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして，地域住民等に使用させるものとする。

- | | | | | | | | |
|-----|------|----|----------------|----|----------------|----|------------------------|
| (1) | 所在地 | | | | | | |
| (2) | 所有者 | | | | | | |
| (3) | 名称 | | | | | | |
| (4) | 構造等 | | | 造 | 階建 | | |
| (5) | 使用場所 | 屋上 | m ² | 廊下 | m ² | 合計 | m ² （約 人収容） |

2 甲は，前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は，乙の了解の下にて行うものとする。

（使用期間）

第2条

対象施設の使用期間は，緊急に避難が必要な津波が発生し，又は発生するおそれがある時から，乙及び地域住民等が津波避難ビルとしての役割の終了を確認した時までとする。

（目的外使用の禁止）

第3条

甲及び地域住民は，対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第4条

施設の使用料は無料とする。

(原状回復義務)

第5条

甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。(地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。)この際、地域住民等が破損しなければ避難が困難であり、やむを得ず破損したことが明らかな箇所がある場合は、その回復に要する費用の負担について、甲乙で協議を行うものとする。

(利用者責任)

第6条

乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(津波避難ビル表示、公開)

第7条

甲は、施設の使用箇所等を確認したうえで津波避難ビルとして指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

(有効期限)

第8条

この協定は、平成〇〇年 〇月 〇日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第9条

この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成〇〇年 〇月 〇日

甲

乙

資料 1 : 津波浸水予測図 (平成 24 年 12 月 高知県)

6-4 津波浸水予測図 高知市 位置図 (10)

